

令和2年3月23日

指定就労移行支援事業所 管理者様  
指定就労継続支援A型事業所 管理者様  
指定就労継続支援B型事業所 管理者様  
指定就労定着支援事業所 管理者様

東大阪市福祉部障害者支援室  
障害福祉認定給付課長

### 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について

平素は、本市障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
このたび、別添のとおり、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より令和2年3月9日付け事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第3報）」が示されました。

これまでの国等の事務連絡を踏まえ、本市における取扱いは下記のとおりとなりますので、ご確認のうえご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

### 記

- 1 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所、就労定着支援事業所における臨時的な在宅でのサービス提供について

今般の新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的取扱いを別添資料（資料1～3）のとおり定めましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。また、別添資料（参考）の事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第1報、第2報、第3報）」をご参照ください。

#### 【資料一覧】

- （資料1）新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所、就労定着支援事業所における臨時的な在宅でのサービス提供について
- （資料2）新型コロナウイルスへの対応に伴う就労移行支援事業所や就労継続支援A型・B型事業所、就労定着支援事業所における臨時的な在宅でのサービス提供の届出
- （資料3）新型コロナウイルスへの対応等に伴う臨時的な在宅でのサービスの支援体制に関する報告書

(参 考) 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について  
(第1報、第2報、第3報)

(サービスの支給決定・障害福祉サービス費  
の支払いに関すること)

障害福祉認定給付課

電 話 : 06-4309-3184 (直通)

F A X : 06-4309-3813